

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）に基づき、平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1753号

平成26年改正条例附則第5項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則

（任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額の切替え）

平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、その者の切替日の前日における給料月額（以下「旧給料月額」という。）に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額
円	円
961,988	948,000
1,084,711	1,068,000
1,198,000	1,174,000

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。